

東北観光博実行委員会規約（案）

平成 24 年 1 月 29 日 制定（予定）

（実行委員会の設置）

第 1 条 東北観光博を実行するための組織として、東北観光博実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、東北地域全体を一種の博覧会会場と見立てて、短期的には、大きく落ち込んでいる東北地域への旅行需要の喚起、中長期的には地域が主体となった新たな観光スタイルを構築するため、東北観光博を官民を挙げた一体的な取組みとして効率的かつ円滑に実行することを目的とする。

（構成）

第 3 条 実行委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、別紙に掲げる者以外の者を実行委員会の委員として追加することができる。

（役員）

第 4 条 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、国土交通大臣をもって充てる。

3 副委員長は、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事及び福島県知事をもって充てる。

（役員の仕事）

第 5 条 委員長は、実行委員会を代表し、事務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

（実行委員会の開催）

第 6 条 実行委員会は、委員長が招集する。

（連絡調整会議、東北連絡調整部会及び事務局）

第 7 条 実行委員会による東北観光博の円滑な実施を確保するため、実行委員会に連絡調整会議、東北連絡調整部会及び事務局を置く。

2 連絡調整会議は、実行委員会の決定に従い、東北観光博にかかわる事務を管理する。

3 東北連絡調整部会は、連絡調整会議の決定に基づき、東北観光博の実施事項のうち地

域との調整が必要なものについて検討を行う。

4 事務局は、連絡調整会議の指揮に従い、東北観光博にかかわる事務を執行する。

第8条 連絡調整会議に議長、副議長及び構成員を置く。

2 議長は、観光庁観光地域振興部長をもって充てる。

3 副議長は、観光庁観光地域振興部観光地域振興課長をもって充てる。

4 構成員は、議長が指名した者をもって充てる

5 議長は、連絡調整会議を代表し、事務を総括する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議における事務の執行体制については、議長が定めるものとする。

第9条 東北連絡調整部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。

2 部会長は、東北運輸局企画観光部長をもって充てる。

3 副部会長は、東北運輸局企画観光部観光地域振興課長及び青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の観光地域振興担当課長をもって充てる。

4 部会員は、部会長が指名した者をもって充てる。

5 部会長は、東北連絡調整部会を代表し、事務を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐する。

7 前各項に定めるもののほか、東北連絡調整部会における事務の執行体制については、部会長が定めるものとする。

第10条 事務局における事務の執行体制については、連絡調整会議の議長が定めるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、連絡調整会議が定めるものとする。

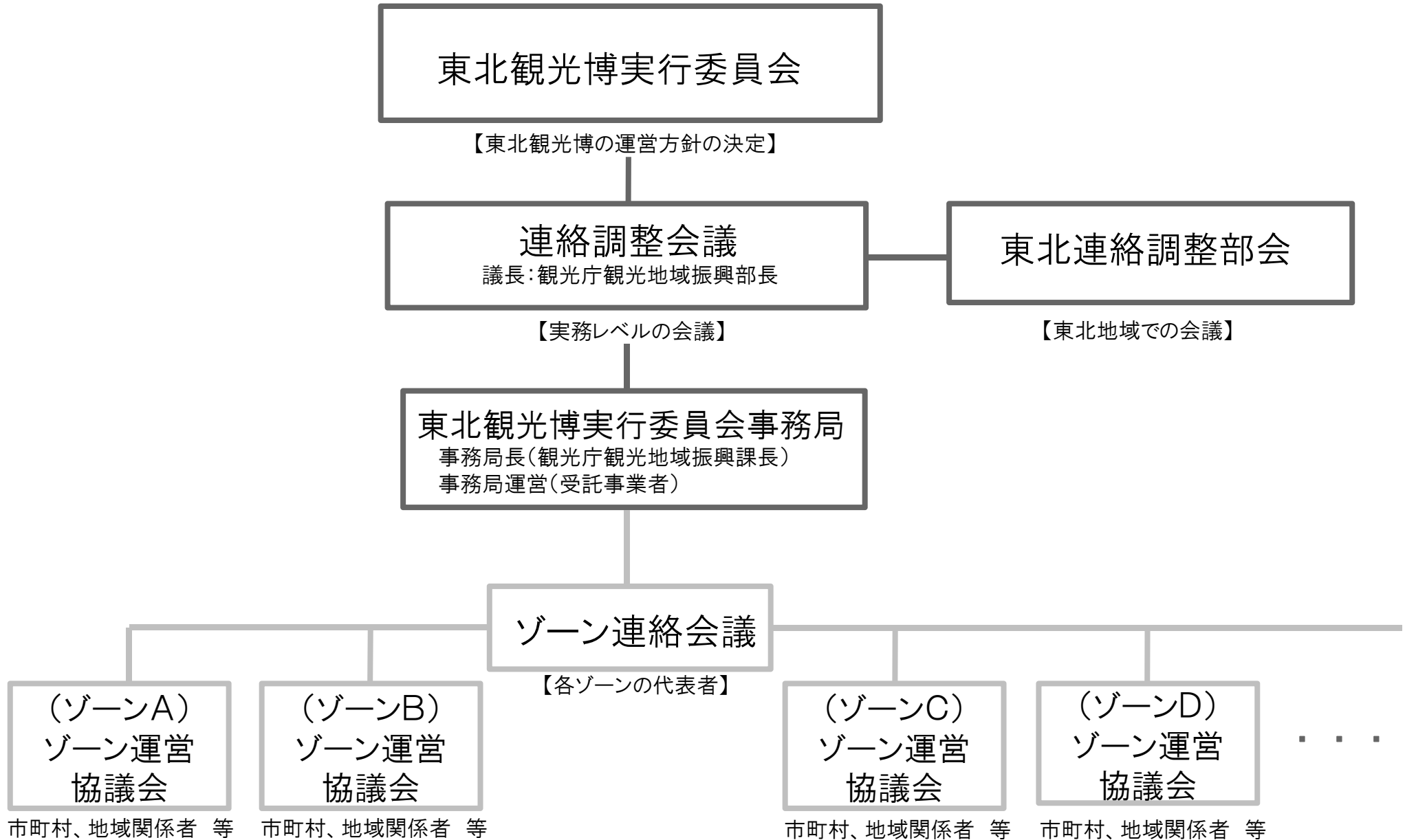
附 則

この規約は、平成24年1月30日から施行する。

東北観光博実行委員会 委員名簿（案）

委員長	前田 武志	国土交通大臣
副委員長	三村 申吾	青森県知事
〃	達増 拓也	岩手県知事
〃	村井 嘉浩	宮城県知事
〃	佐竹 敬久	秋田県知事
〃	吉村 美栄子	山形県知事
〃	佐藤 雄平	福島県知事
委員	大塚 陸毅	社団法人日本経済団体連合会観光委員長
〃	須田 寛	日本商工会議所観光委員会共同委員長
〃	星野 佳路	公益社団法人経済同友会観光立国委員長
〃	高橋 宏明	社団法人東北経済連合会会長
〃	鎌田 宏	東北六県商工会議所連合会会長
〃	高橋 宏明	東北観光推進機構会長
〃	西田 厚聰	社団法人日本観光振興協会会長
〃	金井 耿	一般社団法人日本旅行業協会会長
〃	二階 俊博	社団法人全国旅行業協会会長
〃	溝畑 宏	観光庁長官
〃	清谷 伸吾	東北運輸局長

東北観光博の体制図（案）



【地域観光案内人の配置、各種参加型コンテンツの実施、各種イベントの開催、ゾーン内の移動手段の確保 等】

東北観光博実行委員会の構成（案）

委員長： 国土交通大臣

副委員長： 青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事

委員： 社団法人日本経済団体連合会観光委員長
日本商工会議所観光委員会共同委員長
公益社団法人経済同友会観光立国委員長
社団法人東北経済連合会会長
東北六県商工会議所連合会会長
東北観光推進機構会長
社団法人日本観光振興協会会長
一般社団法人日本旅行業協会会長
社団法人全国旅行業協会会長
観光庁長官
東北運輸局長

計：15団体等（国土交通省除く）

東北観光博連絡調整会議の構成（案）

議長：観光庁観光地域振興部長

副議長：観光庁観光地域振興部観光地域振興課長

構成員：青森県	日本民営鉄道協会	東日本旅客鉄道株式会社
岩手県	第三セクター鉄道等協議会	株式会社ジェイティービー
宮城県	日本バス協会	株式会社日本旅行
秋田県	全国乗用自動車連合会	近畿日本ツーリスト株式会社
山形県	全国個人タクシー協会	楽天トラベル株式会社
福島県	全国レンタカー協会	株式会社リクルート
東北経済連合会	日本旅客船協会	全日本空輸株式会社
東北六県商工会議所連合会	定期航空協会	日本航空株式会社
東北観光推進機構	全国空港ビル協会	
東北「道の駅」連絡会	日本観光振興協会	
東北地域の旅行会社代表社	国際観光振興機構	
（全国旅行業協会・東北地方協議会 議長社：青森第一旅行(株)）	日本旅行業協会	
	全国旅行業協会	
	日本ホテル協会	
	国際観光旅館連盟	
	日本観光旅館連盟	計：37団体等（観光庁除く）
	全日本シティホテル連盟	
	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	

※ 本連絡調整会議の構成組織に係る東北地域とりまとめ担当者を部会員とする「東北連絡調整部会」を設けることとする。